

産業能率大学通教校友会 新潟支部

2025年度 定期総会

総会資料

自： 2025年 6月 1日

至： 2026年 5月 31日

2025年6月28日（土）

まちなかキャンパス長岡（オンライン配信）

産業能率大学校歌

一、経営科学の礎を

築きし父の 跡しのび
教えを求めて この庭に
集いしものよ われらこそ
時代を荷なう 責重し
ああ われらの産業能率大

二、くめどつきせぬ独創を

さわむる道は けわしくも
進取の気象 ひたむきに
学びぞとらん われらこそ
時代をひらく 誇りあり
ああ われらの産業能率大

三、高き理想と現実を

世界に結ぶは 難くとも
たゆまぬ努力と 叡智もて
なすとげぬかん われらこそ
未来に画く 夢多し
ああ われらの産業能率大

作詞 玉井 貢
作曲 服部 正

さわやかに
mf

け い え い か が く の い し ー ず え ー を
き ず き し ち ち ー の あ と ー し の び お
し え を も と め て こ の に わ ー に つ
ど ー い し も の よ わ れ ら こ そ
じ だ い を に な う せ め お も し
あ あ わ れ ら の さ ん ぎ ょう の う り つ だ い

次第・スケジュール

1. 2025年度定期総会 13:30 ~ 14:45 (受付 13:00 ~)
 - (1) 開会宣言・連絡事項
 - (2) 支部会員出席者数報告
 - (3) 校歌斉唱
 - (4) 支部長挨拶
 - (5) 来賓紹介・挨拶
 - (6) 議長選出
 - (7) 議事録作成人指名
 - (8) 議事録署名人選出
 - (9) 付議事項
 - 第1号議案 2024年度事業報告
 - 第2号議案 2024年度収支決算報告 並びに 会計監査報告
 - 第3号議案 2025年度事業計画(案)
 - 第4号議案 2025年度収支予算(案)
 - 第5号議案 会則改正(案)
 - 第6号議案 役員改選(案)
 - その他、協議・報告事項
 - (10) 議長解任
 - (11) 閉会の挨拶
 - (12) 連絡事項

2. 講演会 15:00 ~ 16:30
講師：産業能率大学 情報マネジメント学部 宮内 ミナミ 先生
演題：インターネットリテラシーと情報セキュリティ

3. 記念撮影(準備・片付け・移動) 16:30 ~ 17:00

4. 卒業を祝う会(於：長岡個室居酒屋 神蔵 長岡店) 17:00 ~ 19:30
 - (1) 開会
 - (2) 乾杯
 - (3) 新支部長挨拶(歓迎の言葉)
 - (4) 新役員挨拶
 - (5) お祝いの花贈呈
 - (6) 卒業生から一言
 - (7) 中締め
 - (8) 連絡事項

※記念撮影以外にも随時撮影を行います。撮影した写真は支部 HP や広報誌等に掲載する場合がございますので、予めご了承願います。不都合のある方は事前に支部役員までお申し出ください。

産業能率大学通教校友会 新潟支部 2025年度定期総会議案書

第1号議案 2024年度（2024年6月1日～2025年5月31日）事業報告

開催日	実施事業名	内容
6月1日（土） ～2日（日）	2024年度定期総会 設立10周年記念講演 卒業及び10周年を 祝う会	長岡市 蓬平温泉「よもやま館」 出席/参加者：29名（現地：29名、オンライン：なし） /新潟支部会員：15名、県外他：14名） 講演会：IT技術の発展について 講師：宮内 ミナミ先生
7月6日（土） ～7日（日）	代議員会 ※本部行事	沖縄県南城市「ユインチホテル南城」 新潟支部出席者：4名（現地：3名、オンライン1名） 飯塚・武内（支部推薦）、桐生（本部理事）、 山崎（本部推薦/オンライン）
7月13日（土）	第1回役員会	新潟市「内野まちづくりセンター」 出席者：9名（現地：5名、オンライン：4名）
7月27日（土）	夏登山 ※校友会員以外の参加可	湯沢町「谷川岳」 参加者：総勢13名
9月14日（土）	第5回校友のつどい （全国交流会） ※本部行事	東京都港区「東京プリンスホテル」 新潟支部参加者：7名 （支部会員：5名、本部合同部会員：2名）
10月13日（日）	秋登山 ※校友会員以外の参加可	湯沢町「平標山」 参加者：総勢12名
10月19日（土）	越後・謙信SAKE まつり2024	上越市 高田本町商店街 参加者：5名
10月26日（土）	第2回役員会	長岡市「まちなかキャンパス」 出席者：6名（現地：5名、オンライン：1名）
11月30日（土） ～12月1日（日）	研修会・忘年会 ※短大新潟支部合同	研修会：十日町市「根茂レース」工場見学 参加者：総勢9名 忘年会：十日町市 松之山温泉「野本旅館」 参加者：総勢8名
12月7日（土）	第3回役員会	長岡市「まちなかキャンパス」 出席者：8名（現地：8名、オンライン：なし）
2月7日（金）	第4回役員会	出席者：8名（オンラインにて）
3月22日（土）	支部長・事務局長会議 ※本部行事	東京都世田谷区「産業能率大学自由が丘キャンパス」 新潟支部出席者：3名 山崎（支部長代理）、 武内（事務局長）、桐生（本部理事）
3月23日（日）	学位授与式 懇親会 PRブース ※本部行事	東京都世田谷区「産業能率大学自由が丘キャンパス」 新潟支部参加者：2名 武内（事務局長）、桐生（本部合同部会員）
4月5日（土）	第5回役員会	長岡市「まちなかキャンパス」 出席者：8名（現地：8名、オンライン：なし）
5月17日（土）	女子会 ※短大新潟支部主催	長岡市「迎賓會館 紡希 長岡店 ～台町朔～」 参加者：総勢22名

第2号議案 2024年度(2024年6月1日~2025年5月31日)収支決算報告並びに会計監査報告

収支決算報告

収入の部	金額	支出の部	金額
前年度繰越金	205,712	前年度役員立替未払金 支払	0
支部10周年祝い金	10,000	役員会	54,420
10周年記念行事宿泊費 (@¥19,000×28名)	532,000	会場費	1,000
受取利子	12	印刷費	2,920
支部運営助成金	80,000	交通費	50,500
支部特別活動助成金	11,000	2024年度総会 その他運営費	3,000
講師宿泊費支部立替金	19,000	10周年記念行事	590,610
校友のつどい交通費補助金	59,000	会場費	11,000
収入計	916,724	宿泊費	544,610
役員立替未払金	27,745	講師謝礼	10,000
役員会	19,880	その他運営費	25,000
印刷費	1,880	2025年度総会準備	7,865
交通費	18,000	印刷費	1,820
2025年度総会準備	7,865	郵送費	6,045
印刷費	1,820	校友のつどい 交通費補助金	59,000
郵送費	6,045	支部運営・その他	973
		郵送費	370
		消耗品等	503
		振込手数料	100
		次年度繰越金	228,601
合計	944,469	合計	944,469

会計監査報告

※当日会場にて会計監査を実施予定

第3号議案 2025年度（2025年6月1日～2026年5月31日）事業計画（案）

開催予定日・時期	計画事業名	内容
6月15日（日）	夏登山① ※校友会員以外の参加可	魚沼市・三条市・長岡市「守門岳」 山開き
6月28日（土）	2025年度定期総会 講演会 卒業を祝う会	定期総会・講演会：長岡市「まちなかキャンパス」 講演会演題：インターネットリテラシーと 情報セキュリティ 講師：宮内 ミナミ先生 卒業を祝う会：「長岡個室居酒屋 神蔵 長岡店」
7月5日（土）	代議員会 ※本部行事	東京都世田谷区「産業能率大学自由が丘キャンパス」 新潟支部出席予定者：3名 （支部推薦2名、本部推薦1名）
7月26日（土）	夏登山② ※校友会員以外の参加可	詳細未定
8月30日（土）	第1回役員会	長岡市「社会福祉センター トモシア」（予定）
9月20日（土）	越後長岡酒の陣 2部（13:30～15:30）	長岡市「アオーレ長岡 アリーナ」
9月28日（日）	学位授与式 懇親会 PRブース ※本部行事	東京都世田谷区「産業能率大学自由が丘キャンパス」 詳細未定 ※校友会本部より各支部に参加要請があれば検討
10月18日（土）	秋登山 ※校友会員以外の参加可	詳細未定
11月8日（土）	支部長・事務局長会議 ※本部行事	東京都世田谷区「産業能率大学自由が丘キャンパス」 新潟支部出席予定者：2名 （支部長、事務局長）
11月中旬 ～12月上旬頃	研修会兼忘年会（一泊） ※短大新潟支部合同	詳細未定
12月	第2回役員会	詳細未定
3月29日（日）	学位授与式 懇親会 PRブース ※本部行事	東京都世田谷区「産業能率大学自由が丘キャンパス」 詳細未定 ※校友会本部より各支部に参加要請があれば検討
4月	第3回役員会	詳細未定
4月～5月	女子会 ※短大新潟支部主催	詳細未定
5月頃	春登山 ※校友会員以外の参加可	詳細未定

第4号議案 2025年度（2025年6月1日～2026年5月31日）収支予算（案）

収入の部	金額	支出の部	金額
前年度繰越金	228,601	前年度役員立替未払金 支払	27,745
受取利子	30	役員会	55,000
支部運営助成金	80,000	会場費	2,000
支部特別活動助成金	12,500	印刷費	3,000
		交通費	50,000
		2025年度総会・講演会	23,500
		会場費	0
		印刷費	5,000
		講師宿泊費	12,500
		その他運営費	6,000
		2025年度卒業を祝う会	6,000
		その他運営費	
		2026年度総会準備	8,000
		印刷費	2,000
		郵送費	6,000
		支部運営・その他	11,000
		郵送費	1,000
		消耗品等	10,000
		予備費	189,886
合計	321,131	合計	321,131

第5号議案 産業能率大学通教校友会 新潟支部 会則改正（案）

本会則は2014年の支部開設時に作成されたものであり、それから10年以上が経過し、これまでも部分的な見直しは都度行なってきたが、実情や時代にそぐわないところが散見されるようになっている。

又、任意団体として世間一般に求められる内容を織り込む必要にも迫られ、特に「ゆうちょ銀行」の口座は「人格のない社団」として通常の任意団体よりも厳しい、法人に準じた管理が求められており、口座開設の際にも会則の変更や追加が必要との指摘が複数箇所あった。

その為、今回、全面改定として指摘箇所を含め全条項の見直し及び追加を行い、出来得る限りの明文化を図った。別紙のとおり提案するが、今回の改正の要点は以下である。

1. 準会員制度＜新設＞

産業能率大学通信教育課程において、科目習得試験や地方でのスクーリングがオンライン上での実施となり、新潟においても学生同士が顔を合わせる機会が殆どなくなった。その為、卒業しても校友会支部に入会しない方が増えており、会員数の減少に繋がっている。学生の間から準会員として校友会を知って貰うことにより、入会者の増加に繋がることを期待して新設した。

2. 名簿等個人情報の取り扱いについて＜新設＞

個人情報の適切な管理や利用目的等について明文化した。

3. 不正防止対策＜新設＞

横領などの犯罪や不正を防止する為、財産は総有であることの明記とそれに関する部分を明文化した。又、代表者個人の権限を制限し、その代わりとして役員会に執行権を持たせ合議制とした。

※総有とは…

一定の権利につき、各権利者（団体構成員）が①そもそも持分を有さず（原則）、②当該持分の自由な処分権もなく、かつ③分割請求も否定される共有状態を指す。大雑把に言えば、各自の権利ではなく「みんなの権利」（総体的な権利）という意味合いになる。

引用・出展：北九州の弁護士の相続専門サイト 法律コラム
<https://law-text.com/civil-law/possession-occupation/1813/>

4. 懲罰及びハラスメント防止＜新設＞

本会の健全な運営の為、各種ハラスメントの防止と懲罰について定めた。

第6号議案 2025年度（2025年6月1日～2026年5月31日）役員改選（案）

現役員の任期は2024年度～2025年度であるが、今回役員の変更がありそれに伴い役職の変更がある為、任期途中ではあるが役員改選を以下のとおり提案する。尚、任期は現役員の任期を引継ぎ、2025年度単年とする。

新役員名				現役員名	
支部長	山崎 ひろみ	(新任)	支部長	飯塚 剛	
副支部長	種村 麻美	(新任)	副支部長	山崎 ひろみ	
事務局長	武内 正一郎	(留任)	事務局長	武内 正一郎	
会計 (兼事務局次長)	柏原 大学	(新任)	会計	田中 加織	
会計監査	入田 剛	(新任)	会計監査	桐生 達子	
幹事	なし		幹事	種村 麻美	
			幹事	柏原 大学	
			幹事	入田 剛	
			幹事	細道 奈穂子	
			幹事	山崎 康広	

その他、協議・報告事項

第5号議案 別紙

産業能率大学通教校友会新潟支部 会則（案）

第1章 総則

（名称・所在）

第1条 本会は、産業能率大学通教校友会新潟支部と称し、本会の所在地は、支部長の住所に置く。

（目的）

第2条 本会は、産業能率大学通教校友会（以下「校友会」という）本部のもとに設立され、校友会本部との意志の疎通及び連携に努めながら校友会事業を推進し、産業能率大学通教校友会新潟支部会員（以下「会員」という）相互の親睦を深め、情報交換並びに研鑽を図るとともに、併せて学校法人産業能率大学の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 事業年度は、毎年6月1日を始めとし翌年5月31日までとする。

2 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 定期及び臨時総会の開催
- (2) 「卒業を祝う会」の開催
- (3) 親睦会の開催及び会員の情報交換の場の提供
- (4) 研修会及び講演会の開催
- (5) 校友会への協力及び支部活動の報告
- (6) その他、本会の目的を達成するのに適当と認められる事業

（設立）

第4条 本会は、2014年3月9日を設立年月日とする。

（事務局）

第5条 本会の事務局は、事務局長の住所に置く。

（効力・施行）

第6条 本会則は、本会の総会において承認を得ることにより効力を発する。

2 本会則は、制定、改定を問わず、承認の日から施行する。

第2章 会員

（会員）

第7条 本会の会員は、正会員と準会員をもって組織する。

- 2 正会員は、産業能率大学通信教育課程の卒業及び校友会への入会を行った上で本会への入会を希望し、所定の手続きを行った者とする。
- 3 準会員は、産業能率大学通信教育課程の在籍者で、卒業後、校友会及び本会の会員となることを希望し、所定の手続きを行った者とする。又、卒業資格を得、校友会への入会手続きを行った上で本会での活動継続の意思と卒業年月を事務局長へ連絡することにより正会員と認める。
- 4 産業能率大学の関係者で、本会の会員となることを希望し所定の手続きを行い役員会の承認を得た者については準会員と認める。
- 5 準会員は、本会独自の制度であり、校友会会員としての活動はできない。又、本会において議決権は有せず、校友会本部からの各種助成金の支給対象等にはならない。
- 6 会員は、届け出事項に変更が生じた場合は事務局長に速やかにこれを届け出なければならない。

(入会)

- 第8条 会員の入会は、所定の手紙又は入力フォームに必要事項を記入し事務局長へ提出することによりこれを認める。但し、校友会本部又は他支部及びグループ同好会、並びに学生会より退会勧告以上の懲戒処分を受けた者等、客観的妥当性のある相当の理由が認められる場合については原則として入会を認めない。
- 2 再入会は、所定の手続きを行うことによりこれを認める。但し、本会において退会勧告以上の懲戒処分を受けた者等、客観的妥当性のある相当の理由が認められる場合については原則として認めない。

(休会)

- 第9条 正会員としての活動が困難な場合は、事務局長へ届け出ることにより届け出の日より3年の間休会することができる。又、復帰の際は同様に事務局長へ届け出ることとする。但し、休会中は原則として議決権の行使を認めない。

(退会)

- 第10条 会員は、所定の手続きを行うことによりいつでも退会することができる。所定の手紙又は入力フォームに必要事項を記入し事務局長へ提出することにより退会を認める。
- 2 会員が死亡した場合又は2年間連絡がない場合は、退会したものとみなす。
 - 3 正会員は、休会期間経過後に復帰の事実が認められない場合は、退会したものとみなす。
 - 4 準会員は、正会員としての資格を得た時点で会員継続の意思がない場合若しくは産業能率大学通信教育課程を退学したときには退会の手続きを行うこととする。尚、退学に伴う退会手続きがなされていない場合は本会の事務局がこの事実を確認したときに準会員の資格を喪失したものとす。

(会員名簿・個人情報)

- 第11条 事務局は、会員の氏名又は名称及び住所、その他必要事項を記載した名簿を作成し、責任者として事務局長が管理する。
- 2 事務局は、会員名簿の内容を定期的に確認及び更新し、必要がなくなった情報は

- 遅滞なく消去しなければならない。
- 3 会員名簿並びに個人情報を含むデータの持出し及び印刷等を行う場合は、取扱い及び情報漏洩に十分注意し厳重に管理しなければならない。又、不要になった場合は情報漏洩や個人の特特定ができない状態にして廃棄するものとする。
 - 4 会員名簿は、本会の目的並びに会員サービス等の会員の不利益にならないものに限って使用するものとし、本人の同意なく目的外の利用をしてはならない。但し、法令等に基づく場合はこの限りではない。
 - 5 個人情報の項目、利用目的、収集方法等については「個人情報保護法」を厳守する。又、各種ハラスメントや差別に繋がるような情報については原則として収集してはならず、会員又は本会の活動に参加しようとする者は、記載及び表明しない権利を有する。但し、客観的に必要性が認められその理由を明示している場合においてはこの限りではない。
 - 6 支部長は、名簿の管理が適正に行われているかどうかを定期的に監査するものとする。

第3章 役員及び役員会

(役員)

- 第12条 本会には、次の役員を置く。
- | | |
|----------|------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名以上 |
| (5) 会計監査 | 1名以上 |
| (6) 幹事 | 若干名 |
- 2 必要に応じ、上記以外の役職を置くことができる。
 - 3 支部長と会計監査は、各々他の役職を兼務することはできない。但し、他の役職同士の兼務は妨げない。
 - 4 役員は、正会員でなければならない。

(役員職務)

- 第13条 役員職務は、次の通りとする。
- (1) 支部長は、本会の代表として会務を統括し本会の運営に当たる。但し総会及び役員会の決議に反することは認めない。
 - (2) 事務局長は、本会の事務局の責任者として事務局業務に当たる。
 - (3) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故ある場合はその職務を代行する。
 - (4) 会計は、本会の会計を担当し適切な会計業務及び資産管理を行う。
 - (5) 会計監査は、本会の会計業務を監視し会計及び資産の状況を監査する。
 - (6) 幹事は、本会の運営の為の諸業務を担当する。

(役員及の任期)

- 第14条 役員任期は定期改選より2年とし、該当の定期総会終了までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 欠員又は増員により選出された役員の任期は、他の在任の役員の任期満了のときまでとする。

(役員候補の選出)

- 第 15 条 役員候補は、自薦及び現役員 1 名以上の推薦により役員会において討議の上、現役員の総意をもって決定する。
- 2 役員会に出席できない場合は、委任状又は議決権行使書を提出することをもって代えることができる。
 - 3 支部設立及び立て直し時、並びに役員会の解散に限りこれを必要としない。

(役員の辞任・解任)

- 第 16 条 役員が任期途中で辞意を表明したときは、翻意が難しい場合に限り、役員会において討議の上、総会での議決を経ずに承認することができる。
- 2 役員が、役職に相応しくない行動をとったとき、又は責務を果たしていないとみなされるときは、役員会において討議の上、総会での議決を経ずに任期途中で解任することができる。
 - 3 欠員により会務に支障を生じており書面決議を含む臨時総会の開催が難しい場合に限り次期総会までの間、役員会において討議の上、代行者及び新役員候補を選任することができる。但し、次期定期総会で必ず役職の変更を含む新役員の承認の手続きを行わなければならない。
 - 4 新役員候補として選任された者は、総会の議決を経ずに職務に当たることができる。
 - 5 代行者の選任において、校友会本部に届け出の必要な役職以外の変更及び第 1 2 条第 3 項に反しない兼務を認める。
 - 6 校友会本部への届け出が必要な役員については、代議員を除き届け出た内容について変更を行わない。但し、職務代行を行う場合は、顛末と代行者について校友会本部への報告を行わなければならない。
 - 7 代議員については、現役員より選出し速やかに変更届を提出する。

(役員会)

- 第 17 条 役員会は、会務や本会の運営に関する重要事項及び総会提出の議案を審議する。
- 2 役員会は、本会における執行権を有し、構成する役員の承認を総会にて得ることにより本会の運営を委嘱されたとみなす。代表者を含め役員が本会を代表した行為をなす場合は、事前に役員会の承認を得なければならない。又、必要に応じ付議事項として総会にて承認を得なければならない。
 - 3 役員会は、必要に応じて支部長が招集する。
 - 4 全役員の 2 分の 1 以上の請求があった場合は、これを開催する。
 - 5 司会は、原則支部長が行う。
 - 6 特段の定めがない限り役員会の決議は出席した役員の総意を原則とし、不可能な場合に限りその 3 分の 2 以上をもって決する。

(役員会の成立)

- 第 18 条 役員会は、全役員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立とする。
- 2 出席は、オンラインでの参加及び委任状又は議決権行使書の提出をもって代える

ことができる。

(役員会の解散)

- 第 19 条 役員全員が辞意を表明した場合は、役員会を解散したものとみなす。
- 2 役員会において解散を決議する場合は、役員全体の 3 分の 2 以上の出席がなければこれを決議することはできない。
 - 3 役員会の解散は、役員会に出席した役員の 4 分の 3 以上の賛成をもって成立する。
 - 4 役員会が解散された場合は、旧役員の他薦により速やかに新役員候補を選出する。
 - 5 新役員候補は、臨時総会において承認されなければならない。校友会本部への届け出が必要な役員については承認され次第速やかにこれを行う。
 - 6 書面決議を含む臨時総会の開催が難しい場合に限り、次期総会までの間、新役員候補における代行を認める。但し、次期定期総会で必ず新役員の承認の手続きを行わなければならない。
 - 7 校友会本部への届け出が必要な役員については、届け出た内容について変更を行わない。但し、職務代行を行うに当たり、顛末と代行者について校友会本部への報告を行わなければならない。
 - 8 代行者は、校友会本部が認めた場合を除き代議員会等における支部の議決権を有しない。
 - 9 役員会が機能していないと校友会本部がみなしたときは、役員会を解散したものと扱い、総会決議までの間、校友会本部の裁定に従う。

(代議員)

- 第 20 条 代議員は、役員会において役員より選出し、定期総会において報告する。
- 2 代議員は、校友会全体としての意思決定機関である代議員会において本会を代表する。
 - 3 任期を含む代議員に関する規定等は、校友会本部が定める会則等の当該箇所に従うものとする。

第 4 章 総会

(総会の種類・開催・招集)

- 第 21 条 総会は、定期総会と臨時総会とし支部長が招集する。
- 2 定期総会は、一年度に 1 回の開催をしなければならない。
 - 3 臨時総会は、役員会が必要と認めた場合及び正会員の 3 分の 1 以上の請求があった場合に開催する。

(総会の成立)

- 第 22 条 総会は、5 人以上の正会員の出席をもって成立とする。
- 2 出席は、オンラインでの参加及び委任状又は議決権行使書の提出をもって代えることができる。

(議長の選出)

- 第 23 条 議長は、本会の支部長とする。

- 2 支部長が欠席の場合は、委任状の提出をもって指名に代える。

(総会の付議事項)

第 24 条 次の事項については、定期総会においてその承認を得なければならない。

- (1) 前年度の事業報告並びに収支決算に関する事項
- (2) 今年度の事業計画並びに収支予算に関する事項
- (3) 役員選出及び改選に関する事項
- (4) 会則改定に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(総会の決議)

第 25 条 総会の決議は、出席会員の過半数により決し、書面決議の場合は、返信した正会員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長が決する。

- 2 議長は、総会の決議において正会員としての議決権の行使を認めない。
- 3 準会員及び来賓等正会員でないものは、総会に出席はできるが議決権は有しない。
- 4 議決権を有しない者を代理人として指名することはできない。

(議事録)

第 26 条 議事録作成人は、議長が役員より指名する。

- 2 議事録は、内容に相違がない旨を証し、議長及び議長が役員より指名した議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。但し、議長が支部長でない場合は、支部長も責任者として署名又は記名押印しなければならない。
- 3 議事録には以下の項目を記載しなければならない。
 - (1) 会議名
 - (2) 日時及び場所
 - (3) 正会員の総数及び出席者数
 - (4) 議長及び議事録署名人の指名に関する事項
 - (5) 総会の成立に関する事項
 - (6) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (7) 議事の経過の概要及び結果
 - (8) その他報告事項

第 5 章 会計

(会計年度)

第 27 条 会計年度は、毎年 6 月 1 日を始めとし翌年 5 月 31 日までとする。

(収入・経費)

第 28 条 本会を運営するための経費は、校友会本部からの助成金、会員からの参加費、その他の収入を持って当てる。

- 2 入会金及び年会費は原則不要とする。但し、状況に応じ徴収する。
- 3 入会金及び年会費を徴収する場合は、総会において金額等を決議する。
- 4 本会を退会する場合は、如何なる理由であっても既に支払い済みの入会金及び年

- 会費は返金しない。立替金がある場合は、速やかに処理を行う。
- 5 役員会に出席する会員の交通費は、本会より支給する。但し、支給額は自宅から役員会開催地までを公共交通機関を利用して経済的かつ合理的に往復した場合の費用を上限とする。
 - 6 役員会の立替金の精算及び役員会の交通費に関する細則は、役員会で別途定める。

(財産)

- 第 29 条 本会の財産は、会員からの年会費等が一部含まれる場合があるが校友会本部からの助成金が主体であり、その性質から預貯金等を含む全財産は総有とする。
- 2 会則又はそれに準じるものに定めがなく、かつ、総会又は役員会にて承認を得ていない財産の移動は、本会の財産の名義人又は代表者であろうと、動産、不動産に関わらずこれを一切認めない。
 - 3 本会での正しい活動に伴う債務は、本会の財産の名義人又は代表者を含め本会が有する財産内での有限責任とする。但し、不正や法令に反する行為等が行われた場合にはこの限りではなく、個人として損害賠償等の責任を有する。
 - 4 本会が休会等にて校友会本部の管理下にある場合は、財産の管理を一時的に校友会本部に委託したものとし、速やかに担当者に引渡さなければならない。
 - 5 本会が解散する場合は、校友会本部の指示を仰ぎ、総会においてその承認と同時に財産の処分を決定しなければならない。
 - 6 本会が権利を有する金融機関口座に通帳と届出印が紐づいている場合は、不正防止の為名義人及び代表者以外の役員が保管する。通帳は職務における便宜上会計が保管し、届出印は別の役員が保管することが望ましい。不動産がある場合は同様の管理とする。
 - 7 本会が権利を有する財産の名義人又は代表者に変更が生じた場合は、生じた際若しくは総会での決議を要する場合はその後に、速やかに内容の変更を関係機関へ届け出なければならない。

第 6 章 懲罰

(懲罰基準・適用範囲)

- 第 30 条 本会会員が次の各号の一に該当したときは懲罰の対象とする。
- (1) 法令及び公序良俗に反する行為をなしたとき
 - (2) 各種ハラスメントを行ったと判断されたとき
 - (3) 他の会員への誹謗中傷等を行ったとき
 - (4) 秩序、風紀を乱す等、著しく校友会活動に相応しくない言動を行ったとき
 - (5) 校友会の信用を傷つける行為及び不正行為をなしたとき
 - (6) 他人への迷惑行為をなしたとき
 - (7) 校友会活動に著しく支障をきたしたとき
 - (8) 個人情報情報の漏洩及び私的流用を行ったとき
 - (9) その他、校友会本部が定める懲罰規定及びそれに類する規定に抵触する行為をなしたとき
 - 2 本会及び本会会員が開催する各種行事等において、本会会員以外が前項に該当する行為を行った場合は、その所属する組織又は上位組織へ通報する。

(懲罰の種類)

第 31 条 前条の程度により懲罰は次のとおりとする。

- (1) 嚴重注意 (口頭又は文書による)
- (2) 譴責 (始末書提出)
- (3) 本会の活動停止
- (4) 本会の退会勧告
- (5) 本会の除名
- (6) 校友会本部及び校友会本部懲罰委員会へ上申

(懲罰委員会)

第 32 条 懲罰委員会は、当事者を除く全役員で構成する。

- 2 委員長は懲罰委員の互選により決定する。
- 3 懲罰委員会は、当事者全員及び関係者より聴取し懲罰を決定する。その際必要に応じて校友会本部、第三者機関及び外部有識者の意見を聴取することができる。
- 4 懲罰委員会において決議を行う場合は、懲罰委員の2分の1以上の出席がなければこれを決議することはできない。但し、オンラインによる場合は出席とみなす。
- 5 懲罰は、全懲罰委員の4分の3以上の同意をもって決定する。前条第6号に該当した場合は、校友会本部の懲罰規定及びそれに類する規定とその裁定に従う。
- 6 懲罰委員会に出席できない場合は、委任状又は議決権行使書を提出することにより議決権を行使することができる。但し、委任対象者は懲罰委員会の出席者の中からの記名委任に限る。記名なき場合は無効とする。

(不服申立)

第 33 条 処分に不服があるときは、当事者双方ともに通知があった時点から2週間以内に委員長に文面にて申し出ることにより懲罰委員会において弁明及び異議申し立ての機会を与えるものとする。

- 2 懲罰委員会は、申立内容について改めて審議し結果を申し出者へ通知する。

第7章 ハラスメント防止

(目的・適用範囲)

第 34 条 本章は、本会においてハラスメントの防止及び適正な対応を図ることにより、会員相互の信頼と健全な校友会活動の推進を確保することを目的とする。

- 2 本会会員の校友会における全活動及び支部活動に関与する全ての者に適用する。

(ハラスメントの定義)

第 35 条 本章におけるハラスメントとは、以下の行為を指す。

- (1) セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)
- (2) パワー・ハラスメント (パワハラ)
- (3) モラル・ハラスメント (モラハラ)
- (4) その他、マタニティ・ハラスメントやジェンダー・ハラスメント等、社会通念上一般に認知されているとみなされるハラスメント

- 2 セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動により相手に不快感や精神的苦痛を与える行為を指し、具体的には、性的な冗談、身体への不適切な接触、不快な視線等をいう。
- 3 パワー・ハラスメントとは、社会的地位や権限を利用して他者に精神的・肉体的な苦痛を与える行為を指し、具体的には、暴言、侮辱、過度な業務負担の強制、無視等をいう。
- 4 モラル・ハラスメントとは、人格を否定するような言動や態度を繰り返し行う行為を指し、具体的には、悪意のある噂の流布、無視や仲間外れ、精神的に圧力をかけること等をいう。
- 5 その他、校友会本部、公的な団体及び機関の定義に準じる。

(責務)

- 第 36 条 本会は、ハラスメントの防止を徹底し会員が安心して活動できる環境を提供する責務を負う。
- 2 本会は、校友会本部の協力の元に会員に対しハラスメントに関する定期的な研修や講習を行うように努め、周知や啓発活動の推進を通じてハラスメントの防止に尽力する。
 - 3 本会のハラスメント相談窓口は役員会とし、会員及び関係者に周知し相談しやすい環境を整えなければならない。

(附則)

- | | | |
|---|-------------|---------|
| 1 | 2014年03月09日 | 制定、施行 |
| 2 | 2014年12月21日 | 一部改定、施行 |
| 3 | 2020年12月15日 | 一部改定、施行 |
| 4 | 2024年06月01日 | 一部改定、施行 |
| 5 | 2025年06月28日 | 全面改定 |

<現行会則>

参考

産業能率大学通教校友会新潟支部 会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、産業能率大学通教校友会新潟支部と称する。
- 第2条 本会は、産業能率大学通教校友会新潟支部会員の親睦、情報交換並びに研鑽を増進し、併せて（学）産業能率大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 卒業を祝う会の開催
 - 2 親睦会の開催及び会員相互の情報交換
 - 3 研修会及び講演会の開催
 - 4 校友会への支部活動の状況報告
 - 5 その他、本会の目的を達成するのに必要な事業
- 第4条 本会は平成26年3月9日を設立年月日とし、事業年度並びに会計年度は、6月1日に始まり、翌年5月31日までとする。
- 第5条 本会の事務局は、事務局長の住所に置く。

第2章 会 員

- 第6条 本会の会員は、産業能率大学通信教育課程を卒業後、産業能率大学通教校友会に入会し、新潟支部への入会を希望する者とする。
- 第7条 会員の入会手続きは、校友会新潟支部入会届に必要事項を記入し、事務局長へ提出する。
- 第8条 会員の退会手続きは、校友会新潟支部退会届を事務局長へ提出する。また、2年間連絡がない会員は、退会したものとみなす。

第3章 役員及び役員会

- 第9条 本会には、次の役員を置く。
- 1 支部長 1名
 - 2 事務局長 1名
 - 3 副支部長 若干名
 - 4 会計 若干名
 - 5 会計監査 若干名
 - 6 幹事 若干名
- 第10条 役員の間務は、次の通りとする。
- 1 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - 2 事務局長は、本会の事務局を担当する。

3 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある場合は、その職務を代行する。

4 会計は、本会の会計を担当する。

5 会計監査は、会計及び財産の状況を監査する。

6 幹事は、本会の運営を図るため諸業務を担当する。

第 11 条 役員会は、必要に応じて支部長が招集し、会務の運営に関する重要事項及び総会提出の議案を審議する。

第 12 条 役員任期は2か年とする。但し、再任を妨げない。

第4章 総会

第 13 条 本会は、原則として毎年1回、6月に定期総会を開催する。臨時総会は、役員会で必要と認めた場合に支部長が招集する。

第 14 条 定期総会においては、次の事項を提出し、その承認を得なければならない。

1 事業報告

2 収支決算及び監査報告

3 事業計画案

4 収支予算案

5 役員承認

6 その他、重要事項

第 15 条 総会の決議は、出席会員の過半数をもって決する。なお、書面決議の場合は、返信した会員の過半数をもって決する。

第5章 収入及び経費

第 16 条 本会運営のための経費は、本部からの助成金、会員からの参加費、その他の収入を持って当てる。

第 17 条 役員会に出席する会員の交通費は、本会より支給する。但し、支給額は、自宅から役員会開催地まで公共交通機関を利用して経済的かつ合理的に往復した場合の費用を上限とし、役員会で定める。

付則

1. 本会則は、平成26年3月9日から実施する。

2. 平成26年12月21日一部改正、実施。

3. 令和2年12月15日一部改正、実施。

4. 令和6年6月1日一部改正、実施。